

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社 kedomo

第1 求 人

- 1 本所は、全職種、国内、ベトナム、韓国、ミャンマー、インドネシアに関する限り、いかなる求人者の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人者の申込みは、求人者がインターネット上のフォームまたは電子メールにより、所定の求人票に示されている内容をご記入の上、お申込みください。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、全職種、国内、ベトナム、韓国、ミャンマー、インドネシアに関する限り、いかなる求職者の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みには、インターネット上のフォームまたは電子メールにより、所定の求職票に示されている内容をご記入の上、お申込みください。
求職者が海外在住の場合には、別紙の取次機関を経由し、所定の求職票及び所定の添付書類と共に、インターネット上のフォームまたは電子メール等にてお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職者には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に就くことができるよう支援いたします。
- 2 求人者には、その希望に適合する求職者を募集してご紹介いたします。
- 3 紹介に際して、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があり、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれら以外の方法により明示します。
求職者が海外在住の場合には、別紙の取次機関を経由し、求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または希望され

る場合には電子メール等にてお申込みください。

- 4 求職者が海外在住の場合には、別紙の取次機関と本所にて調整の上、求職者情報閲覧および面接等の方法により紹介いたします。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介しません。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。
- 7 就職決定時には求人者から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。又、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確ではないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、全国、ベトナム、韓国、ミャンマー、インドネシアにおける全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2023年1月4日

代表者 西村 公宏